

Title	1920年代における労働組合組織の変遷：横断組合から縦断組合へ
Sub Title	The transformation of trade union organization in ninety-twenties : from horizontal unions to vertical unions
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.5 (1979. 10) ,p.559(1)- 574(16)
JaLC DOI	10.14991/001.19791001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1920年代における労働組合組織の変遷

—横断組合から縦断組合へ—

飯 田 鼎

- (1) 「労働組合法案」の衝撃と反応
- (2) 「無産階級運動の方向転換」と労働運動
- (3) 横断組合か縦断組合か

(1)

1920年10月4日、友愛会第八周年大会第2日において、東京連合会の名によって各支部を産業別・職業別組合に改める点が提案され、可決されたが、これは友愛会の指導の下に、労働組合が職業別・産業別に組織されつつあった状況を反映していた。他方、これにたいして、政府は、ILO成立にともなう労働条件の国際的関心と、活潑化しつつあった労働組合運動に対応して、労働組合法の制定を企図した。

政府は、第一次大戦後の社会的不安と動揺を前にして、1918年(大正7年)6月、内務省内に救

注(1) 1920年10月4日九条市民会館において開かれた大会第2日に採択された19件のなかに、「各支部を産業別に改めるの件(東京連合会提出)」が可決されている。注意すべきことはこれと同時に、工場法改正労働組合法制定実行委員会設置に関する件(大阪、神戸および東京連合会提出)が論じられていることである。(日本労働総同盟機関誌『労働』1920年11月、通巻111号、255頁参照)。

(2) 職業別・産業別組合の動きを決定的に促進した組織として、労働組合同盟会の結成を忘れることはできない。この団体は、1920年、わが国最初のメーデーが行われたのを機会に、各組合の共同闘争の組織として生まれ、一方において、戦後恐慌の煽りをうけて工場の閉鎖、倒産が続出し、たかまる失業の不安と資本攻勢に対抗するために、他方において、労働運動および社会主義運動の進展とともに必然化する理論的対立と分極化の動きにたいして、労働運動の結束および強化を目的として関東地方の労働組合によって組織されたものであった。かつて、1859年、ロンドンの建築労働者は「九時間労働」を要求して勝利をしめ、この争議支援に立ち上ったロンドンに本部をおくさまざまな熟練工組合が中心となって、翌1860年、「ロンドン労働組合評議会」(London Trades Council)が結成され、それがやがて、1868年、労働組合総評議会(Trades Union Congress)となったことはよく知られているが(Sidney and Beatrice Webb, History of Trade Unionism, London, 1920, 飯田鼎・高橋洗訳、『労働組合運動の歴史』, 上巻, 日本労働協会, 1973, 258頁以下参照), 労働組合同盟会は、ややこれと似た状況の下に結成された点は興味深い。ただわが国の場合は、すでに労働総同盟友愛会というナショナル・センターに近い組織が存在し、しかもこの組織自体が、労働組合同盟会に加入している事実が重要である。すなわち友愛会をはじめとして、汎労会、啓明会、工友会、信友会、工人会、日本交通労働組合、正進会などが直ちにこれに加入した後、紡績労働組合、東京電気及機械鉄工組合、東京鉄工組合、全日本鉄夫総連合会、日本機械技工組合の五組合も加わり、関東における主要組合のほとんどを網羅した。しかしこの連合組織の主導力となった組合のうち、アナキズムが大きな影響力をもって、総同盟友愛会と対立したところに、後の分裂の原因があった。なおこの点については、小松隆二『日本アナキズム運動史』青木書店、1972年、106頁以下をみよ。

濟事業調査会と称する諮問機関を設置したが⁽³⁾、その諮問事項のひとつとして、「資本と労働との調和を図る方法如何」という項目が掲げられ、この問題について、治安警察法17条および労働組合法の制定が、中心的議題となった。その結果、1919年3月、(i)労働組合は之を自然の発達にまかすこと、(ii)治安警察法第17条第1項第2号は之を削除すべきことを決議した。この年の秋、第一回国際労働会議がワシントンで開かれ、政府が労働者代表をめぐって組織労働者を無視したところから、友愛会をはじめ労働者団体のはげしい反対に遭遇し、また国際的には劣悪なわが国の労働条件にたいする非難がたかまった。この経験によって、政府関係者の間に労働組合法制定の気運がたかまり、1920年、農商務省および内務省は、それぞれ別個に労働組合法案を作成し、臨時産業調査会にたいする参考法案として提出したのである。

農商務省の労働組合法案の性格は、きわめて保守的で、しばしば労働組合取締法案といわれる所以である。その諸特徴は、(a)認可主義をとること⁽⁵⁾ (第4条、第5条)、(b)法人格取得の強制⁽⁶⁾ (第3条)、(c)組合の組織範囲は職業別であって、道府県域内に限定する⁽⁷⁾ (第2条、第4条)、(d)組合の連合は認められる⁽⁸⁾ (第19条)、(e)組合の営利事業の禁止、(f)行政官庁による組合の監督、認可取消および組合の解散⁽⁹⁾ (第15条)、労働組合の賠償責任(21条)にみられたが、これとならんでほぼ同時期に発表された内務省案は、どのような特色をもっていたであろうか。

農商務省案がしばしば警察的・取締的であるとされたのにたいし、内務省案は、労働組合を自然成長的あるいは歴史的必然的なものと認める点において、前者よりは前進的なものとみなされた⁽¹⁰⁾。その特色は、(a)届出主義をとること(第2条)、(b)任意な法人格取得⁽¹¹⁾ (第4条)、(c)組合の範囲については職業別、産業別のみならず、一般組合をも認め、地域的な制限をおかない⁽¹²⁾ (第1条)、(d)組合の

注(3) 「協調会」借和会篇、『協調会史——協調会三十年の歩み——』、1965年、1頁。

(4) 「治安警察法」第17条にたいする官憲の態度について、『労働年鑑』は、つぎのようにふれている。

「柴山農商省事務官は、『賃銀値上げの運動を始めると警官が治安警察法の例の誘惑煽動の四字に当てはめて解散を命じたりするので、却って事を大きくする場合がある。労働者に値上運動の起るのは止むを得ない、例の誘惑煽動には当局も實際弱って居る。近く何とか改正されるだろうと信じているが、此問題は現下の労働問題に取り、最も重要な点なので当省の考へばかりにも行かず、上の方(大臣)でも色々攻究して居る』。(大原社会問題研究所編、『日本労働年鑑』、大正九年版、法政大学出版局、1967年、848~849頁)。

(5) 大正9年、農商務省労働組合法案第4条は、つぎのように規定している。「労働組合ヲ設立セントスルトキハ定款ヲ作リ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ。労働組合ノ区域ハ道府県ヲ超ユルコトヲ得ズ。但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限りニ在ラズ」。ここで重要なことは、労働組合の組織区域を、道府県という行政単位のなかに極限しようとしたことであり、行政当局の指揮監督の下におこなうとする意図を露骨に示している点である。

(6) 上掲、第3条には、「労働組合ハ法人トス」と規定されている。これは、労働組合をもって、自然人と同じ資格を付与することを名目として、19世紀を通じてヨーロッパ諸国において確保された民事上の免責の否認についての態度表明にほかならない。

(7) 第2条には、「同種又は密接ノ関係アル職業ニ於テ労働者ハ労働組合ヲ設立スルコトヲ得」として、道府県単位主義を規定する第4条第2条とともに、労働組合の産業別的な発展を閉せようとする意図が明白である。

(8) 第19条は、「労働組合ハ協同シテ其ノ目的ヲ達スル為メ労働組合連合会ヲ設立スルコトヲ得」と規定しているが、この場合「主務大臣ノ認可ヲ受ケ」る必要が強調され、官僚統制の気配を濃厚に感じさせるものがある。

(9) 第15条「労働組合ノ決議ニシテ法令ニ違背シタルトキハ行政官庁ハ其ノ取消又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得」という条文は、一片の布告によって、労働組合が解散に追い込まれることを意味し、重大な意味をもつ。

連合は認められる、(e)雇主は、労働者が、労働組合加入を理由として解雇もしくは、労働組合不加入あるいは組合からの脱退を雇用条件とすることはできない⁽¹³⁾ (第9条)、(f)一部組合もしくは組合員の、組合が確立した労働条件に違背する行為⁽¹⁴⁾の是認、である。しかしその内容を仔細に検討すれば、その農商務省案に比較した場合の進歩的性格にもかかわらず、それは、また矛盾にみちたものであった。

まず農商務省案についていえば、組合の組織範囲を職業別と規定することは、「道府県域内に限定すること」とならんで、産業別組合への発展の展望を挫折させるものであり、農商務省案がしばしば職業組合法案と呼ばれる理由はまさにここにあった。しかしこの両者に共通して、これらから、労働組合法案としての実質を奪わしめるものは、その法人格の付与を名として、組合が争議行為によって、雇主側に与えた損害にたいして、賠償責任を負うことを規定している点にあった。これはすでに、イギリスにおいて、1901年いわゆるタッフ・ヴェール判決の衝撃と、これを契機として目覚めた労働者階級の努力が、1906年、労働争議法の成立およびイギリス労働党の出現をもたらし、解決ずみの問題とされたところであった。それ故、1920年の時点での両法案は、イギリスを例にとってみれば、1871年の労働組合法成立の時期までさかのぼるものであり、日本の労働組合運動の歴史的経験に徴してみても納得しえないものであった。

注(10) 総同盟会長鈴木文治は、労働組合を企業内に局限しようとする内務および農商務当局を批判し、つぎのようにのべているのは、当時の運動の指導者としての識見を示すものとして注目に値しよう。

「……工場一鉱山又一仕事場というような狭い範囲で、専門の職の相違などに頓着なく、凡て一緒に団結し、職長も組長も工場長も技師も乃至は支配人も社長も悉く組会員の中に取り込む仕組みをいうのである。従って自然に組合の幹部の地位を占めるものは、技師とか職長とかいう工場に於て仕事上階級の上の人々となるので、名は自治的の組合といっている、実は頗る専制的な封建的な仕組みと云わなければならぬ……。世界中どこを探がしてもこんな仕組みの組合はない……」。

要するに縦の組合では、檻の中の獣の如く、手飼の家畜の如く、どうやら食わしてだけはくれるが、労働者が真の人間としての自由は悉く縛り付けられ抑えられて仕舞うの外はないのである……」(鈴木文治「縦の組合か横の組合か」、総同盟機関誌『労働』、通巻102巻 [1920年2月]、28~29頁)。

(11) 大正9年内務省労働組合法案第2条は、「労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合規約ヲ派ヘ主タル事務所ノ所在地ノ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス組合規約ニ変更アリタル時亦同シ」と規定している。そして第4条では、第1項において「労働組合ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲナスコトヲ得」として、第2項では、「前記ノ登記ヲナシタル労働組合ハ之ヲ法人トス」と規定し、届出主義にもついで法人格を付与している点は、要するに届け出でさえすれば、自動的にその法人としての存在が承知されるという点で、「行政官庁ノ認可」を必要とする農商務省案よりは前進的である。

(12) 内務省法案第1条は、「本法ニ於テ労働組合ト称スルハ労働条件ノ維持改善組合員ノ共済修養其他共同ノ利益ヲ保護増進スルヲ目的トスル労働者十五人以上ノ団体又ハ其聯合ヲ謂フ」と規定している。ここに注目すべきことは、労働組合という規定のなかに労働条件の維持改善とならんで、共済修養其他共同の利益を保護増進する組織を含めていることである。この規定はつぎの意味で重要な規定である。ひとつは、これによって、本来、労働組合以外のものもこれと同一視される危険性があり、労働組合とは到底見なしがたい企業内の御用組合的な団体も、本来の労働組合とみなされることである。

(13) この点は、一応、当時の国際的水準に到達していることが認められる。

(14) 第10条の規定、すなわち、「労働組合ノ組合員ハ労働条件ニ関シ組合又ハ組合員ト締結シタル契約ニ付キ損害賠償違約金又ハ保証ノ責務ヲ負フコトナシ労働組合ガ労働条件ニ関シ他ノ組合ト締結シタル契約ニ付キ亦同シ」は、組合が雇主と労働協約によって確認した労働条件に違背し、これ以下の条件で就労することを可能にすることによって、いわゆる「ストライキ破り」を公然と認めたものであり、労働組合の存立そのものと真向から対立するものである。この規定によって、農商務省案よりも進歩的とされている内務省案は、むしろ前近代的な性格を露呈したものであるといえる。

しかしこの両法案が発端となって、労働組合法制定論議は、1929年頃までつづくのであるが、結局のところ、第二次大戦以前のわが国では、労働組合法は法認されることはなかつた⁽¹⁵⁾。その過程については、労使関係の展開とともに明らかにする必要がある。注目すべきことは、両法案があたかも当時組織されつつあった横断組合を対象として、その法認をほのめかすように見えながら、実際には労働組合を企業内におしとどめるところの縦断組合(企業内組合)への意図を濃厚にもっていたことは、当時の川村警保局長の談話⁽¹⁶⁾や原首相の意向あるいは床次内相の意見⁽¹⁷⁾から明らかであった。これにたいして、総同盟を中心とする労働組合関係者からはげしい批判があげられたことはけだし当然であつたらう。

総同盟機関誌『労働』1920年1月号において、鈴木文治は「縦断組合に就て」と題し、つぎのように当局者を非難しているのは、労働組合関係者のこの問題にたいする一般的世論を代表するものとして、注目に値しよう。

「新聞紙の伝へる所によれば法案の骨子は、(一)現各工場の職工組合を公認し、社団法人として登記すること、(二)資本家と労働者との間の協調機関を設けること、(三)労働組合内に理事をおき、其の理事長に依つて資本家対労働者のあらゆる問題を処理すること等である。

果して然らば政府の組合法案は一工場又は一会社のみ組合、即ち所謂縦断組合(企業内組合のこと……引用者注)の公認であつて、其単位内で資本家も労働者も相携えて組合を組織し之を社団法人として登記しようとするのである。……

要するにこの法案は、決して労働組合を公認してその団体的交渉権を認めやうとするものではない。否組合の理事長には工場監督官を置き、当局の指金によって一切の労働争議を解決せしめようとするのである。こうした瞞着的態度は、治安警察法17条を存置しながら組合の公認などと揚言する、その矛盾のなかにも充分に現われているのである⁽¹⁸⁾。

このような批判は、労働組合法案提案の全期間を通じて、総同盟の終始変ることのない態度であつた⁽¹⁹⁾。その結果、労働者階級の関心は次第に、労働組合法制定促進よりもむしろ制定反対の方向に

注(15) この点についての歴史的考察については、西岡孝男『日本労働組合組織の研究』、関西大学出版部、1978年、を参照されたい。

(16) 前掲、『日本労働年鑑』第1巻、873頁参照。

(17) 前掲、『日本労働年鑑』876頁および878頁を参照せよ。

(18) 総同盟機関誌『労働』1920年1月、通巻101～8頁。

(19) 麻生久は、『芝浦製作所事件の教訓』と題する論説において、政府の労働組合法に関連して、総同盟の縦断組合批判を代表する以下のような見解を表明している。

「昨年、内務省が労働者の全般的団結を阻止する目的を以て所謂縦の組合法なるものの制定を暗示して以来、全国の資本家は殆ど悉く此縦の組合の設立に着手し、現在では全国各工場鉱山の三分の二には斯かる種類の団体が発生しているのである。そのために我が友愛会の如きは徒らに過激団体なる名称を附せられて、彼等の侵略に逢い、その維持に非常なる困難を感じるのである。

縦の組合とは一言にして云えば資本家の御用組合の云いである。その目的とする所は我が友愛会の如き既存の労働団体に対抗して是が撲滅を計らんとする一方、将来、自己の会社鉱山等に眞の労働団体の発生する事を未然に防がんと欲するのである。

進み、各企業内に工場委員会という形で労使協議機関の設置の風潮を生み出すに至った。こうした状勢のなかで、労働総同盟は1922年10月、第11回大会を催し、組織論をめぐって、労働組合同盟会との対立を深め、いわゆるアナ・ボル論争として知られる労働運動の転機を迎えたのであった。しかしその転機は、たんに、中央集権的組織をめざすボルシェヴィキと連合主義を主張するアナキストの対立に象徴されただけでなく、実に組織論・運動論をめぐる共産主義者の警告を転機として、新しい時代に入ろうとしていたといえよう。この新しい時代とは、具体的に何を意味するかといえば、社会主義者の労働組合運動への積極的参加によって、総同盟の運動が質的な転換をとげようとする時期に相当する。

(2)

山川均は、1922年8月、日本共産党機関誌『前衛』に発表した論文「無産階級運動の方向転換」のなかで、つぎのようにのべている。

「此時代は少数の先覚者が先づ自分をはっきりと見定めねばならぬ時代である。無産階級運動の目標を、はっきりと見極めねばならぬ時代である。そこで此の小さな塊まりは、益々思想的に純化し、益々思想的に徹底する。その階級意識は益々鮮明となり、資本制度に対する考へは益々深刻となる。そして当然の結論に驀進する。そこで初めて資本制度そのものの撤廃以外には、無産階級の解決は有り得ぬといふ、明確な思想に到達する⁽²⁰⁾」。(三字伏字)

以上のように指摘してまず彼は、日本の無産階級運動が、その歴史的な第一歩を踏みしめたことを強調し、さらに社会主義運動と労働運動との関連の分析に入る。社会主義運動と労働運動とは、無産階級運動の二つの運動ではなく、二つの方面、手の平の裏と表のようなものであるとしている点が重要である。明治30年代以来、過去20年間、日本の社会主義運動は、みずから無産階級の大衆と切り離すことによって自分自身をはっきりさせた点において、徹底的であり高価な代償が払われている。即ち民衆と離れたことである。純粹であったがために、「資本制度の撤廃という目標に向って前進することを忘れ、その理想を、大切に仕舞っておいた」⁽²¹⁾。しかし「この理想を大切に仕舞

その名は労働組合であるけれ共、その実は資本家の利益を擁護する資本家組合である事は論を俟たない」(総同盟機関誌、『労働』、通巻105号、1920年5月)。

このような企業別化傾向は、1922年以後、深刻化する不況のなかでますます拡大し、経営側の労務政策の勝利として理解されるが、それにもかかわらず、労働者の側からの資本の政策にたいする防衛的契機として把握することも可能であり、複雑な側面を秘めている。小松隆二氏は、この点についてつぎのようにのべている。

「企業別組合の結成は、大企業中心にすすめられた労働市場の企業分断に対応して労働者も企業別に結集することによって、一方で経営にたいして闘争力を結集する姿勢を示し、他方でともかくも企業にコミットして雇用安定などの企業内に蓄積された既得権を擁護しようとするものであった」(小松隆二『企業別組合の生成—日本労働組合運動史の一側面—』、御茶の水書房、1971年、19~20頁参照)。

注(20) 日本共産党機関誌『前衛』第2巻第1号(1922年、大正11年8月)、21頁。

(21) 上掲『前衛』23頁。

っておいた結果として、その理想を固守する潔癖な態度は、資本主義制度の下におこる一切の事柄を口先や筆先きで否定するだけで、精々十人か二十人の定連が警官を相手に活躍し、一晚の検束を⁽²²⁾うける程度で終り、資本制度そのものには、小指一本も触れては居らぬ。

この点の指摘は、大杉等のアナキスト批判であることはいうまでもないが、同時に、棚橋小虎の「労働組合へ帰れ」の論調にも一脈相通ずるところがある。棚橋は、1921年1月、つぎのようにのべている。

「直接行動とは一体どういう事を意味するのか。直接行動とは、警官と小ぜり合いをして一晚警察に止められたり、禁止の革命歌を高唱して大道を歩くことではあるまい。こんな直接行動では社会の大革命はおろか、資本家の自動車一つ転覆する事も出来ないだろう。こんな貧弱な直接行動を手頼にして、労働者にとって大切な大切な労働組合——労働者の団結——を捨て去ろうとするのは狂気の汰沙ではないか」。⁽²³⁾

棚橋の文章は、あくまでも労働組合主義確立の視点からであるとはいえ、大杉等のサンディカリズム批判にその焦点が絞られている点に注目しなければならない。ところで山川は、マルクス主義者として、また日本共産党創立時の重要なメンバーのひとりとして、総同盟の改良主義的・労資協調論的姿勢にはきびしく批判的であったけれども、反アナキズムという点では総同盟の方針を支持し、後に欧洲から帰国した野坂参三とともに、総同盟内部に共産党の路線を確立しようと努力していたことである。そのために、1921年の総同盟大会に至って露呈される運動方針においては、総同盟主流は、本意ならずもボル派、すなわち共産党の戦術的路线に従うものとみなされたのであった。

山川は、その点を充分に意識してこの論文をまとめたことは明らかで、「労働組合運動はどうか」と題する第5節において、日本の組合運動もまた社会主義運動と同じほどに極めて少数者の運動である点において、いちじるしい類似性があることを指摘し、⁽²⁴⁾無産階級運動の精鋭な少数者ともいべき社会主義者と労働組合運動の指導者たちは、かつてその第一歩として、資本主義の精神的支配から独立する為に、先ず思想的に徹底し純化したのが、いまや第二歩をふみ出し、彼らが遙か後方に残してきた本隊たる大衆の中に入らなければならぬ時期が到来したというのである。

「今や前衛は、敵の為に本隊から断ち切られる憂いがある。そして大衆を率いることが出来なくなる危険がある。そこで無産階級の第二歩は、是等の前衛たる少数者が、徹底し純化した思想を携えて、遙かの後方に残されている大衆の中に再び引き返して来ることでなければならぬ……」。⁽²⁵⁾

以上のようにのべた後「大衆は何を要求しているか」と問いかけ、思想を純化し無産階級運動の

注(22) 上掲、23頁。

(23) 棚橋小虎、『労働』通巻113号（1921年1月、298頁）。

(24) 前掲、『前衛』24～25頁。

(25) 前掲、26頁。

最後の目標を明らかにすることを第一義としていた第一期に訣別して、第二期には、無産大衆が、現に何を要求しているかを的確に見なければならぬというのである。

「そして吾々の運動は、この大衆の当面の要求に立脚しなければならぬ。吾々は資本主義の撤廃を目標とする。吾々は資本主義の撤廃以外の如何なる改善も、決して吾々を解放せぬことを知っている。けれども若し無産階級の大衆が、資本主義の撤廃を要求しないで、現に目前の生活の改善を要求しているならば、吾々の当面の運動は、この大衆の現実の要求を基礎としなければならぬ。吾々は、生産は生産者によって管理されねばならぬことを知っている。けれども若し無産階級の大衆が、資本主義の撤廃を要求しないで、現に一日十銭の賃銀増額しか要求して居らぬなら、吾々の当面の運動は、この大衆の実際の要求に立脚しなければならぬ。吾々の運動は大衆の現実の要求の上に立ち、大衆の現実の要求から力を得て来なければならぬ」

(但し、傍点引用者)。

山川は、発表当時は、検閲を意識して削除したこの節の末尾に、現実的な大衆の要求をうけいれることは、「革命主義から改良主義への墮落」ではなく、「大衆の現実の要求を離れては、大衆の運動はない」という思想からするものであるという。この論調が力強いトーンとなって全篇を貫いており、とくに「政治の否定〈から〉《と》政治的対抗〈へ〉」と題する第八章では、「無産階級の運動は、ブルジョアの政治に対しても決して無関心であってはならぬ」、「ブルジョアの代表者が協賛を与える十数億の予算のうちの一銭一厘といえども、究極において無産階級の生活にふれないものはない」と主張している⁽²⁶⁾。そして、第九章、すなわち結論の部分において「われわれはいやしくも資本主義の支配と権力との発露するあらゆる戦線において、無産階級の大衆の現実の生活に影響する一切の問題にたいして、単なる否定の態度から積極的闘争の態度に移らねばならぬ」と規定する。これについて山川均は、つぎのように述懐している。

「方向転換論が載ったのは八月一日発行の『前衛』だから、書いたのは七月下旬で、党ができたのを十一年七月とすると、まだ一ヶ月にもなっていないので、ああいう方針をきめて指令するところまでは手が届かなかったでしょうね。党からは方針も示されなければ指令一つでない。これはできたばかりの党として無理もないことでしょう。とってわれわれは毎日何かやらなきゃならん。だから私たちの実際の運動と党があるということは無関係な別物だったので。それで党は党としておいて、私たちは私たちの判断と発意によって一切の運動をやっていたわけです。……だからあれにしても、党の意向など頭から考慮にいれていなかったわけです。だから別に意見の食い違いは起きなかった。後になっても異論は出なかったから、党もついてきたわけでしょう。

注(26) この部分の引用は、『前衛』掲載の部分が伏字のため、山川均全集4、〔1921年9月～1922年10月〕、勁草書房、1967年、343～4頁による。

しかしこの点は、あとから考えると当然、党内に異論があるべきはずであった。というのは、⁽²⁷⁾あの中には、三年後には私が共産党と別れた理由が含まれているからです。

この論文は、労働運動と社会主義運動との関係を、両者を同次元における前衛の運動と規定することによって、のちに労働運動の分裂をひきおこす契機をつくり出すのであるが、それは暫くおき、この時点で現実、社会主義者が、総同盟を中心とする労働運動にどのように接近したかを考察しよう。

大逆事件後、堺利彦等を中心とする売文社グループは、大正初期から第一次大戦中を通じて急速に発展していった労働組合運動とはほとんど関係をもたず、総同盟の活動家たちもまた敬意を払いつつもこれに一定の距離をおいていた。この点について野坂参三は、つぎのように書いている。

「他方こうした傾向(平沢計七や西尾末広のように、知識階級が労働運動に加入しこれを牛耳る動きにたいして反感を抱き、インテリゲンチヤ排撃の考え方が拡まった事実を指す——引用者注)とは別に、わたしには、もう一つ考えさせられていることがあった。それは当時の社会主義者——つまり、堺、山川、荒畑といった『大逆事件』以来の生き残りの人々についてである。当時、わたし自身も、しだいに社会主義への確信を強め、社会主義思想の影響力がなければ労働運動の飛躍的な発展もないと思い、その学習と宣伝にも力をいれた。だから彼らの書いたものには、つとめて目をとおすようにしていたし、弾圧にも屈せぬ先駆的な彼らの活動に尊敬の念をいただいていた。しかし、彼らのグループに接近する気は起らなかった。

というのは、社会主義弾圧のもとで彼らの活動が大きく制約されていたことを考慮に入れても、なお、彼らには仲間同士だけで小さく固まろうとする排他的な傾向が強くて、労働者の運動と結びついていないだけでなく、結びつこうとする努力さえもしていないように思えて、そうした態度をわたしは肯定できなかつた⁽²⁸⁾」。

だが、このような状況のなかで、総同盟が社会主義の影響をうけるに至ったのは、ロシア革命の真相が知られていくなかで、野坂にみるように、共産主義思想と労働運動とを積極的に結びつけようとする努力と、大杉栄を中心とするアナキストの運動が評価されなければならない。1920年12月に成立した社会主義同盟は、アナキストやサンディカリストおよびマルクス主義者のさまざまな思想傾向をもつ人々の統一的な運動であったが、注目すべきことは、社会主義者と労働組合活動家との連合的統一体であったことであつた。翌1921年5月、政府は同盟にたいし解散を命じたが、これが明治期には容易に実現されえなかつた労働組合運動と社会主義運動との直接的な触れ合いであつた⁽²⁹⁾ことは間違いない。

上記の山川論文は、こうした状況の展開という条件の下に書かれたものであつたが、いまひとつ、

注(27) 山川菊栄、向坂逸郎編『山川均自伝——ある凡人の記録その他』、岩波書店、1961年、415~416頁。

(28) 野坂参三『風雪の歩み』(二)、新日本出版社、98頁。

(29) 赤松克麿『日本社会運動史』、岩波文庫、1958年、179頁。

日本共産党の成立となってあらわれた国際共産主義運動の影響がある。

国際共産主義者会議 (Communist International) は、1920年7月、ペトログラードで開かれ、その後8月にはモスクワに会場が移されて続行したが、そのなかで、民族解放運動についてふれ、「すべてのおくれた国の将来におけるプロレタリア党の構成要素を結集し、その国のブルジョア民主主義的潮流にたいしてたたかうという特別の任務に彼らを目ざめさせる目的でのみ、植民地・後進国の革命運動を支持する義務がある」とのべられている。⁽³⁰⁾ここにいう後進国のなかに日本が入っていることはいうまでもない。この方針の実践は1922年、コミンテルンの呼びかけによって極東民族大会が開かれ、これが契機となって日本共産党が結成されることとなった。しかしこの前衛政党的設立までには、日本の労働運動にとって見逃すことのできないいくつかの重要な問題があった。

国際共産主義運動と日本社会主義運動との接触は、1920年代初頭、アメリカで活躍した片山潜が間接的な役割を果たしたと思われるが、直接的には大杉栄が重要な役割を演じた。⁽³¹⁾同時にコミンテルンの指導の下で日本共産党が成立し、山川均の「方向転換論」の影響もあって、共産主義運動の労働運動への影響は次第に活潑となった。1923年6月1日にその第1号を発刊した月刊誌『労働組合』⁽³²⁾は、その意味で象徴的である。その「創刊について」は、明らかにボルシェヴィズムの立場を宣言していると云えよう。

「……いふまでもなく、この雑誌は、各国の吾々の同志を糾合する機関たるのみならず、これを通じて、戦闘的労働組合主義を宣伝すると共に、自由聯合主義を排撃することを、目的とする。本誌は、更に以上に止まらず、内外一般労働運動の正確なる報道機関と機関誌なき組合の

注(30) 中林賢二郎『統一戦線史序説』、大月書店、1976年、79頁参照。1920～21年は、コミンテルンの歴史にとっても決定的に重要な年である。1920年8月、ウェルシュ進撃に際しての赤軍の敗北、9月、イタリアにおける工場占領の失敗、1921年3月、南部ドイツ、すなわちバイエルン革命政権の崩壊、同じ時期、ソヴェート政権に抗議するクロンスタットの労働者の大衆的蜂起などの大事件によって、コミンテルンの「世界革命論」を中心とする革命戦略は再検討を迫られるに至った。先進国革命の進展が頓挫を来したこの時期、国際共産主義運動にとって、アジア、アフリカ地域を中心とする民族解放運動に、にわかに重要な役割が期待されたのであって、極東民族大会もそのような展望の下で考察される必要がある。なお、このような背景については、J. Braunthal, *Geschichte der Internationale*, Bd. 2, Hannover, 1963, SS. 255～259, およびS. 277などをみよ。

(31) 大杉栄が、その『日本脱出記』に記すところによれば、当時、上海にあった朝鮮仮政府〔大韓民国臨時政府〕の首領の地位にあった青年M〔馬某〕が、コミンテルンの密使として、最初は、堺利彦と山川均に連絡をとろうとしたが失敗し、大杉に上海で開かれる極東民族大会に出席するよう要請した。大杉はこの要請に応じて出席したが、そのとき、革命運動の資金として雑誌を発行するために一万円の資金援助を要求して帰国した。おそらくこの場合、コミンテルンによる朝鮮の活動家を通じての資金供与は、コミンテルン日本支部を設立するための資金として考えられたのたいし、大杉は、アナキストの立場から、近藤栄蔵をこの資金受領のため上海におくた。近藤はその帰途、逮捕されてしまった。この当時、堺や山川は、共産党創立を具体的に計画していたと思われるが、これより先、大杉は、上海においてロシア革命の本質を肌で実感し、これを指導した共産党と闘うことを決意するようになった。彼はコミンテルンと最も早い時期に接触を保ったのであるが、同時にそのもっともおそろべき敵になったのである。

「かくして僕は、はなはだ遅まきながら、共産党との提携の、事実上にもまた理論上にもまったく不可能なことをさとした。そしてまたそれ以上に、共産党は資本主義諸党と同じく、しかもより油断のならない、僕ら無政府主義者の敵であることが分かった」(大杉栄著、飛鳥井雅道校訂、『自叙伝・日本脱出記』、岩波文庫、1971年、294頁以下、参照。

(32) 日本共産党の労働組合運動指導のための機関誌として発刊された月刊誌『労働組合』の背景およびその役割についての詳細な記述については、野坂参三『風雪のあゆみ』(轉)、1977年、新日本出版社、195～200頁を参照せよ。

機関誌たる役目をも勤める」。⁽³³⁾

わずかに3号で発行を停止しなければならなかったにせよ、その内容は、当時の労働者階級の理論的水準としては、まことに、みるべきものがあつたといえよう。杉浦啓一は、「吾等の組織」と題する論文のなかで、「無政府主義者の如く、一切の権力否定、従つて労働階級が資本家階級に向つての権力行使を否定することは、要するに、労働階級は永久に資本家階級の権力の下に奴隷として屈従せよ、と云ふことだ。権力に対しては権力。吾等は、資本家階級の権力に向つて、労働階級の権力の行使を主張する」⁽³⁴⁾とのべているが、ここには明瞭にサンディカリズム批判がみられ、マルクス主義の影響は、「政治的、法律的其他の社会組織の上部構造物は、その土台となるところの経済的支配関係の変動と共に変動する」という史的唯物論の規定にも現われている。また南葛飾の労働者、安田貫志は、「青年と労働組合」と題する短文のなかで、つぎのようにのべているのは、さきの山川均の「無産階級運動の方向転換」の影響とみることができるのではなからうか。

「日本の労働組合は最も量的に欠けて、総て闘争的でありハッキリとしたモットーの下に大衆との間に少からぬ溝を作っている。かくては経済的な団結の上に立つ労働組合の力は無い。然し思想の純化され、質的に小さく固つた闘争的な労働者は、急激に方向転換することは可成困難のことである。

ここに於て、新しく起る青年運動は、低下したモットーを以て一般労働組合の間に喰込み、その信頼と希望の上に立つて、労働組合の下にこの一般労働階級を組織せしめる任務を果さねばならない。そして、明確な共産主義的理論を以て、日常の部分的闘争を革命的階級闘争に導いて行かなくてはならない」。⁽³⁴⁾

この論文の筆者安田貫志は、後に関東大震災直後の混乱の際に、東京憲兵隊によって虐殺された川合義虎等とともに、南葛労働会の理事を勤めたことのある目覚めた労働者のひとりであつたと思われるが、この『労働組合』にあらわれる記事の多くが、労働者によって執筆され、彼らの生の声が反映していることである。こうしてまず、労働組合とは何か、またそれはどうあるべきかをめぐ⁽³⁵⁾つて、さらにインテリゲンチヤの任務などが論じられ、⁽³⁶⁾総同盟内部における発言力の強化を意図しているように見える。

注(33) 『労働組合』、大正12年第1巻第1号(6月1日発行)3頁。

(33) 前掲、『労働組合』、上掲号、2頁。

(34) 前掲、『労働組合』、4頁。

(35) 労働組合論におけるボルシェヴィズムの影響は、つぎのような文章に読みとることができる。

「労働組合の任務と労働組合のとりべき戦術とは、時には変つて来る。労働組合は労働階級が資本の搾取と戦うための戦術の機関であるから、この戦闘の状況——言葉を変えていえば階級闘争如何ということで、労働組合の任務と戦術とは勢い変つて来なければならぬ。……労働組合の任務と戦術とは資本主義が愈々最後の崩壊期に入ったということと、その必然の結果として階級闘争が切迫したかような現実の形勢を基礎としなければならぬ」(研究「労働組合の任務と戦術」、前掲、『労働組合』、9頁)。

(36) たとえば上掲、4頁、光学工学会KT生という署名の「真摯なるインテリゲンチヤへ」がある。

いうまでもなく、当時の労働組合は、総同盟の指導の下に、全体の傾向としては、横断組合を志向していたが、各工場単位に支部を形成していたという点から考えれば、後に容易に企業内（別）組合に転化する可能性が秘められていたのであるが、しかしそれがそれほど簡単ではなく、横断組合、各工場支部および工場委員会あるいは企業内労資協調組織など複雑な関連をもっていたところによつて、事態はより複雑なものとなったのであった。大体つぎのような経過をたどって、横断組合が結成されるのが普通であった。たとえば、造船船工労働組合の結成前、石川島播磨造船所には友愛会の支部がおかれ、その後、機械技工組合の月島支部が誕生した⁽³⁷⁾。これは、しかしその名の示すように機械部門の労働者のみを組織し、鉄工部門などは加入していなかった。そこで鉄工部門と造船部門の労働者が中心となり、石川島全工場を包括する造船船工労働組合が誕生したわけであるが、問題は、造船船工労働組合があたかも職業別横断組合の如くにみえながら、内実は石川島造船所従業員を主体としており、後に深川雨宮工場や東京製鋼所などにもその支部が生まれたとはいえ、圧倒的に石川島造船所の企業別組合の観を呈したことにあつた。

労働組合の企業内化傾向は、すでに、1921年（大正10年）11月中旬、東京電機及機械鉄工組合芝浦支部、芝浦技友会、立憲労働議会議会袖ヶ浦支部、共隆会芝浦支部の4団体が解散し、合同による芝浦労働組合の成立に現われている。これは、その会則第二章組合員組織機関第三条に、「本組合員は芝浦製作所に現職する日給従業者たることを要す」と規定されているように、企業内原則によつて労働市場を分断したものであつた。これについて、大原社会問題研究労働年鑑は、「其外観に於て一種の縦断的組合であるが、其動機は労資協調を主義とした所謂縦断組合を形成せんとしたのではなく、一工場一組合、即ち一工場を以て一労働組合の単位とせんとする傾向の表現と見るべきであらう⁽³⁸⁾」と論評している。一工場一組合の原則が、労働組合運動の発展にとって有効であるためには、地域別、産業別の上部組織が、これらの企業内支部組織を十分に統轄しうるほどに強力であることが何よりも必要であつたが、この時期、すなわち1921年の時点で、そうした条件は果たされていたといえるであろうか。

関西においては、神戸連合会を中心に、機械工、ゴム工、関東地方をも含む時計工の職業別組合が結成されている一方、日本光学工業株式会社従業員を組織する企業内労働組合、光学工技会が誕生するというように、組織状況は多元的で且つ分散的であつた。すなわち初期の段階で、職業別、産業別に組織された組合が、「職場に根を下す」という観点から「一工場一組合主義」に推移するという方向に進むかと思うと、又その逆に、はじめ従業員組合として創始された組合が、交渉力の弱さ

注(37) 前掲、『労働組合』、9頁所収、組合紹介=造船船工組合、をみよ。

(38) 大原社会問題研究所『労働年鑑』、大正11年版、8頁。なおこれについての詳細な研究は、小松隆二『企業別組合の生成—日本労働組合運動史の一断—』、御茶の水書房、1971年、第二編企業別組合の具体的展開、を参照。

の認識から、産業別連合体の結成強化にのり出すというように複雑な動きを辿ったのであって、⁽³⁹⁾当時の労働運動全体にみられるこのような組織傾向は、工場内にどのような思想と原理に基づく労働組合を形づくるかをめぐって、アナキズムとボルシェヴィズムとの対立が鮮明となったのであった。その意味で、出版従業員組合の立場を代表する安村庸二は、ボルシェヴィキの立場から、「吾々は速かに全国の兄弟と共に職業別組合を産業別組合に移し、戦闘力を集中して敵に当るべきである。これこそ社会革命の戦線における最大の闘争力の根源であり、産業管理の重大な任務の出発点である」とのべ、⁽⁴⁰⁾さらに「一工場に二つ組合の存在は、自由連合主義的弊害を醸し、延いてはその闘争能率を薄弱ならしめる」として、一工場一組合主義を主張し、企業別組合の企業内拠点としての重要性が強調されている。ところが、この一工場一組合主義が同時に運動の分裂をひきおこす要因ともなりうる危険性をともなっているところに、労働組合組織とイデオロギーとの関係における困難な問題が胚胎していた。その典型的な例として、日本車輛株式会社における「旧誠陸会对車輛工組合問題」をあげることができよう。

総同盟の勢力伸張にたいして、労資協調の方針から、労働者の中に企業内意識の定着をはかりつつあった経営者は、汽車会社(日本車輛株式会社の略称)内の友愛会本所支部に対抗して、革新会を設立し競合団体とした。その結果、本所支部は潰滅し、やがて工場全体を包括する従業員組織としての誠陸会が誕生した。問題は、会社側の意図を反映した誠陸会にたいして、総同盟側とアナキストの双方が、それぞれどのような態度をもって臨んだかということである。総同盟はその方針から、誠陸会を、一工場一組合主義の原則にのっとり、御用組合的性格を払拭し、「闘う組合」たらしめようとした。もちろん、大杉栄を中心とするアナキスト等も、主観的には一工場一組合主義の上に立つ戦闘的組合を呼号していたことは明らかであるが、その前にまず、総同盟にたいして主導権を握ることが決定的に重要な戦術として考えられていた。これについて総同盟系の関東鉄工本所支部の赤阪建造は、つぎのようにのべている。

「其の後工場全体の誠陸会が生まれたが、木工部を中心として前革新会が誕生し、機械連合の援助に依って、誠陸会の眠っていた際に乗じて一工場一組合の美名の下に関東車輛工組合に延長し、旧誠陸会を⁽⁴¹⁾圧倒した」。

要するに、最初、会社側の意図を反映した旧誠陸会を、御用組合的な存在から離脱させ、合同主義の関東鉄工組合に加入せしめ、汽車会社内に関東鉄工組合本所支部を設立しようとしたのにたいし、アナキストは、従業員組織としての誠陸会が御用組合化し、その活動の不活潑であるのに乗じ、その組合をアナキスト系の機械連合に加入させるのに成功した事件であり、これは総同盟に衝撃を

注(39) 『労働組合』、大正12年7月1日号、第1巻第2号、「官業労働関西同盟の成立」。

(40) 前掲、第1巻第2号、所収。

(41) 赤阪建造「旧誠陸会对車輛工組合問題一事件の真相及び経過」(『労働組合』、大正12年、第1巻第2号(7月1日号)、8頁参照。

あたえた。「一工場一組合主義」の原則が、労働者にとっては職場における団結と統一、そしてさらに交渉の拠点としての重要な意味をもつ一方、経営者にとっては、これが、外部の横断的労働組合の影響から遮断する恰好の武器として利用されるとするならば、労働組合運動が、「合同主義対連合主義」という組織論の次元で分裂し、総同盟側とアナキストが相互に感情を露骨にして組織の切り崩しに奔走したことは、きわめて不幸なことであり、この時期の運動全体の墓穴を掘る結果になることは、まことに避けがたかった。関東大震災を目前に控えたこの時期の労働運動および労使関係をより深く理解するために、つぎにアナキストの側の資料から考察してみよう。

(3)

大杉栄は、「労働運動の精神」のなかでつぎのように書いている。

「労働運動といえば、誰でもまず、賃金の増加と労働時間の短縮とを要求する、労働者の運動を思い浮べる。

それに違いない。僕等も口を開けばすぐに、何によりもまずこの二つの要求を叫ぶ。

窮迫の生活をのがれて、少しでも余裕のある生活をしたいと云う。これは人間ばかりではない、すべての生物に共通した第一要求である……。

しかし、労働者が人間である限り、労働運動は決してこの生物的要素だけに止まるものではない。労働者といえども、ただ多少楽に食って行けさえすればいい、というのではない。それ以上に、もう少し進んだ人間的要求を持っている。

労働運動のこの人間的要素を見ることのできないものには、労働運動の本当の理解はできない。また、労働者が自己の要求の中にこの人間的要素をはっきりと自覚しない間は、その労働運動はついに本当の値打ちある労働運動に進むことはできない⁽⁴³⁾」。

シドニー・ウェッブ夫妻が、労働組合をもって、「労働生活の諸条件を維持し改善するための賃金労働者の永続的な団体」(a continuous association of wage-earners for the purpose of maintaining or improving the conditions of the working lives)⁽⁴⁴⁾と規定し、まさに労働市場を媒介とする

注(42) 当時、総同盟の活動的なオルガナイザーであった西尾末広は、「一工場一組合主義」の組織方針について、つぎのように書いているのは興味深い。

「先づ最初に宣伝拡張すべき工場を、一ヶ所、若しくは数ヶ所を選定し、一工場に対して一つの委員会を組織する。委員会はその工場の労働条件、雇傭契約、営業状態、職工中の信望ある人、及び活動家(何れの工場にも世話好きの人が居る)等を出来るだけ調査する。その上で方針を決定し、その方針に基づいて各員が活動を開始する。此の場合、演説会、ピラの撤布等をするにしてもその工場のみを対照としてする。而して出来得るならば工場の近くに宣伝本部を置き、工場よりの帰途新会員が心安く立寄れる様にする」(西尾末広「如何にせば組合を拡張出来るか」、『労働組合』、第1巻第2号、大正12年7月、11頁。

(43) 大杉栄「労働運動の精神」(大杉栄主幹『労働運動』、1919年(大正8年)10月6日号〔第1次〕1頁。

(44) Sidney and Beatrice Webb, History of Trade Unionism, London, 1920, 飯田鼎・高橋洗訳『労働運動の歴史』、日本労働協会、1973年、第1巻、1頁参照。

労働力におけるその商品性の貫徹を強調しているルヨ・ブレンターノ(Lujo Brentano)⁽⁴⁵⁾の主張と一致するのにたいし、アナキストの論理は、まさにこうした労働運動における労働力における商品性の貫徹の論理を、生物的要求としてみなし、労働運動がこの要求にとどまるとき、それは労働者が本然の自由を喪失した管理的労働のなかに閉じ込められることを意味していた。大杉にとっては、労働運動とは、こうした管理された社会における管理された労働を否定し、労働者をみずから自律的存在として自己本来の姿にとりもどさせることにほかならなかった。

「僕等は、自分の生活が自分の生活でないことを、まず僕等の工場生活から痛感している。僕等は自分の生活を、自分の運命を、ほとんど全く自分で支配していない。すべてが他人に課せられている。他人の意のままに、自分の生活と運命とを左右されている……。

労働組合は、それ自身が労働者の自主自治的能力のますます充実して行こうとする表現であるとともに、外に対してのその能力のますます拡大して行こうとする機関であり、そして同時にまた、かくして労働者が自ら創り出して行こうとする将来社会の一萌芽でなければならない。

繰返して云う。労働運動は労働者の自己獲得運動、自主自治的生活獲得運動である。人間運動である。人格運動⁽⁴⁶⁾である」。

この大杉のアナキズムの理論には、ベルグゾンやジュリアン・ソレルの影響が感じられるが、ヒューマニティの強調の割には組織論がきわめて薄弱である。19世紀末から20世紀初頭にかけてのヨーロッパおよびアメリカ労働運動において、マルクス主義もアナキズムも、未組織労働者の組織化、すなわち一般労働組合および産業組合の結成をめぐるはげしく対立し、前衛政党的誕生とともにその系列支配の関係を基軸として敵対的關係が、19世紀第1インターナショナルの時点とは異なった大規模な形で展開されるのであるが、日本のアナキズム運動は、ややこれとは異なる様相を呈した。明治30年代以来、日本の社会主義はアナキズムを主流として発展し、労働組合運動への影響は、信友会に代表される印刷工組合を中心に、全国坑夫組合のような鉱山労働者の間に顕著であった。だが、信友会の場合には、これが中心となって自由連合の原則にもとづく印刷工連合会の運動が、産業別の統一的組合を目指したといえ、熟練労働者の連合組織であり、本来の産業別組合のように、未組織労働者あるいは不熟練労働者を包括して一大産業別組合としようとする構想はみられず、あくまでも印刷工だけの全国的結集にほかな⁽⁴⁷⁾らなかった。また不熟練労働者を結集し、本来的な産業別組合である全国炭坑夫組合も、最初は麻生久のような総同盟の組織者の影響が圧倒的で、アナキ

注(45) Lujo Brentano, Arbeitergilden der Gegenwart, Leipzig, 1871.

(46) 上掲, 大杉論文。

(47) 小松隆二『日本アナキズム運動史』, 青木書店, 161頁。

(48) 新人会の運動のなかで、総同盟の運動に参加し、次第に大きな役割を演ずるに至った麻生久については、麻生久伝刊行委員会『麻生久伝』, 1957年(第3章階級闘争の激浪第4章鉱山運動の伝統)をみよ。なお、全国坑夫組合の運動における総同盟と大杉等アナキストの対立については、二村一夫「全国坑夫組合の組織と活動」(1), (2)および(3)(法政大学大原社会問題研究所『資料室報』No. 159(1970年2月), No. 168(1971年1月), およびNo. 185(1972年8月)の詳細な研究をみよ。

ズムが彼らの運動を根底的に支配したというわけではなかった。⁽⁴⁸⁾

いうまでもなく、1905年、アメリカの「世界産業労働者連盟」(Industrial Workers of the World)の運動を発端として、1910年代、いわゆる「産業上の大不安」となった産業別組合運動は、熟練工中心の職業別組合の狭いセクショナルリズムと訣別し、あらゆる労働者を全国的に産業別組合に再組織しようとするサンディカリズムの運動であった。それはまさに革命の問題であると同時に、組織原則の問題でもあった。日本の労働運動は、アナキズムが労働運動の理論になったことはあったが、サンディカリズムが労働運動を支配したことはなかった。職業別組合として発展しつつあった総同盟に対抗して自由連合主義を対置したことはそのあらわれであり、その結果は、組織を職業別から産業別に発展させるというよりは、既成の組織を掘りくずし、団結と統一を弱める結果となった。日本車輛問題におけるアナキストの運動は、このことをもっともよく現わしているように思われる。労働組合運動におけるボルシェヴィズムとアナキズムの対立を象徴するこの事件を、1919年10月にその第1号を発刊した「労働運動」を通じて追求することにしよう。

1921年(大正10年)12月29日号『労働運動』は、「縦断組合問題」をとり上げ、“久太”というペン・ネームの著者は、最近の日本労働組合運動の上にいちじるしく相反する傾向としてあらわれた二つの傾向、ひとつは「多数を頼らぬ少数闘士のみ野武士結合」、他は「縦断組合続出」という傾向をとりあげ、後者が前途に多くの困難な問題をほらみながら、御用組合ではなく、戦闘的集団であり、「よりよき横断組合をつくる出発点」であることを、やや危惧の念をもって書いて⁽⁴⁹⁾いるが、この背景には、すでに指摘したように、芝浦製作所全労働者4,000人のうちの約70パーセントの人々が、新しく芝浦労働組合を結成し、従来電気及機械鉄工組合、芝浦技友会、共隆会、立憲労働議会の解散、すなわち単一企業内組合の結成、ほぼ同じ時期、池貝鉄工所には、この鉄工所従業員のみによる本芝労働組合が発生し、さらに日本電機あるいは石川島播磨造船所にも同様な動きがみられたことを反映している。このような大企業を中心とする単一企業内組合の続出という傾向にたいして、本芝労働組合の組合員KT生は、つぎのように叫んでいる。

「しかし吾等は決して縦断組合の是を叫ぶものではない……。けれども、事實は冷酷である。この時代遅れと思われる縦断組合が、いまや各所に続出せんとしている。

だからといって、この狂暴な資本主義の魔力の恐ろしさが、彼らに感ぜられぬようなことはない。軍備縮小、失業者簇出の不安は、彼等をして直感的に団結を望ましめた。一会社内に於ける温穩派も、急進派も、この不安の前に卒然として手を握り合った。僕は最近の縦断組合簇出の傾向を斯く考察している。

しかも僕は、今回の縦断組合組織の心理中には、過去の経験による指導者の排斥、即ち自主自治的精神が動きかけている点を見逃してはならないと思う。

注(49)『労働運動』(1921年12月26日号〔第3次〕第1号、4頁参照。

これは果して吾等の運動の逆転か。それとも又、新しき横断的組合へ——即ち自主的連合への、真の芽生えか⁽⁵⁰⁾(但し、傍点は引用者)。

ここで注目すべきことは、縦断的組合の結成により、総同盟を中心とする横断組合の指導者の排撃が指摘されている点であって、実は、これが事実となってあらわれたのが、「日本車輛組合問題」であった。

機械連合の神田明徳は、1923年7月1日号(『労働運動』)〔第3次〕のなかで、「汽車会社の争議に就て全市の兄弟に檄す——組合攪乱者を撲滅せよ——という一文において、アナキスト系の車輛工組合の幹部17名の解雇を、総同盟系の策動であるとし、彼らの復職を要求するとともに、逆に総同盟系の安藤、向井二人の解雇を経営者に迫り、この要求貫徹のために車輛工組合は、ストライキを⁽⁵¹⁾決行するという混乱した事態となった。アナ・ボル論争というよりは総同盟派对アナキストの抗争となり、関東大震災を前にして、労働運動は、とめどもない混乱におちいったのである。かくして、両派の対立の激化は、企業内組合を意図する経営者の計画を実現させる契機となったのである。

〔追記〕 この論稿をまとめるにあたり、史料、『労働組合』および『労働運動』の入手について、小松隆二氏の御教示を得ることができた。記して感謝の意を表する次第である。

——1979・8・13 追分の山荘にて——

(経済学部教授)

注(50) 前掲、『労働運動』、同頁参照。

(51) 前掲、『労働運動』、第15号〔第3次〕1923年7月1日号、2頁を参照。